

第四十八回国会 運輸委員會議録 第五号

昭和四十年二月十六日(火曜日)委員長の指名で次の通り小委員及び小委員長を選任した。

理事 矢尾喜三郎君
有田 喜一君
小瀨 恵三君
佐々木義武君
田中 彰治君
西村 英一君
小川 三男君
泊谷 裕夫君
内海 清君

浦野 幸男君 小瀨 恵三君
大西 正男君 木村 俊夫君
關谷 勝利君 田中 彰治君
西村 英一君 勝澤 芳雄君
肥田 次郎君 矢尾喜三郎君
山口丈太郎君 竹谷源太郎君

中小私鉄振興対策に関する小委員長 關谷 勝利君

航空に関する小委員
川野 芳滿君 木村 俊夫君
進藤 一馬君 壽原 正一君
關谷 勝利君 田中 彰治君
山田 彌一君 久保 三郎君
島上善五郎君 泊谷 裕夫君
矢尾喜三郎君 内海 清君

安全輸送対策に関する小委員
小瀨 恵三君 大西 正男君
川野 芳滿君 佐々木義武君
進藤 一馬君 壽原 正一君
關谷 勝利君 小川 三男君
久保 三郎君 泊谷 裕夫君
野間千代三君 内海 清君

昭和四十年二月十六日(火曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 長谷川 岐君
理事 進藤 一馬君 理事 關谷 勝利君
理事 田邊 國男君 理事 山田 彌一君
理事 久保 三郎君 理事 肥田 次郎君

出席國務大臣

運輸大臣 松浦周太郎君

出席政府委員

運輸技官 佐藤 肇君
運輸事務官 佐藤 光夫君
自治事務官 首藤 堯君
財政局地方債課長 小西 真一君
専門員 小西 真一君

二月十六日

委員西岡武夫君及び島上善五郎君辞任につき、その補欠として田澤吉郎君及び大原亨君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大原亨君辞任につき、その補欠として島上善五郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二六号)

航空に関する件(全日本空輸機の事故に関する問題)

日本固有鉄道の経営に関する件(職員の問題)に関する問題)

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○大原委員 新計画に関連いたしましたので、具体的な問題で恐縮なんですけれども、非常に大切な問題ですから、いろいろと質問をいたしたいと思えます。

というのは、これは一地域の問題ですが、機械の新設、改修をめぐりまして、これはやはり法律のたてまえ上、黙っておるわけにいかない、こういう問題が起きておると私は思います。したがって、その問題を中心といたしまして、政府の助成政策、政府の補助金を出してやる仕事についての考え方を、どういふふうにお考えになつておるかという点を重点に置きながら質問を進めていきたいと思ひます。

その前に、そういう港に対して橋をつける、あるいは位置を変更する、改修するといふふうな事業項目は港湾の改修の補助、こういうことで予算計上になつておると思うのですが、昭和三十九年、昭和四十年にそれぞれどのような予算の規模で仕事がなされておるか、こういう点をひとつ最初にお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤(警)政府委員 昭和三十九年度にきまつた港湾事業費といふものは、総体で二百六十四億円でございまして、そのうち直轄港湾改修費といふのが百四十七億円で、それから補助でやりますものは九十六億円でございまして、この中に特定重要港湾、重要港湾、地方港湾、避難港といふものがございます。

ますが、そのほかに小改良につきましては、局部改良並びに内海連絡といふものがこの九十六億円の中に含まれております。

○大原委員 それは三十九年ですか。

○佐藤(警)政府委員 そうでございます。

○大原委員 四十年はどうなつておるのですか。

○佐藤(警)政府委員 これに対しまして四十年度といたしましては、港湾事業費が三百二十一億円でございまして、うち直轄港湾改修事業費が百八十億円、それから港湾改修費補助と申しますのは百十八億円でございまして、

○大原委員 それでこの補助金の制度は、いろいろと今日まで臨時行政調査会、いろいろなところで議論になつておるわけですが、しかし国全体の港湾を整備するといふ点からいふと、これはやはり全部が全部国で直轄するわけにいかぬので、それから、そういう助成ということもあると思うのですが、問題は、国が助成をする場合には、運輸省は——管理者と設立者は違つていふわけでしょう。そういう設立の責任主体が違つていふわけですが、そういう場合にはどういふ方法を通じて、これに対して指導するか、あるいは助成の措置を具体的にどういふ方法を通じてやるのか、こういう点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤(警)政府委員 港湾を改修いたします場合には、原則といたしまして、五カ年計画といふものをつくつておりますので、この長期計画の中で全国の港湾の貨物取り扱い量といふものを対象といたしまして、各港湾ごとに長期の計画をつくるわけでございます。それに基づきまして、年間毎年度の予算要求といふものが港湾管理者から出されてまいります。それを私のほうで全国の港湾の長期計画の中で妥当と思はれるものを大蔵省に予算要求をいたしまして、その最終的にきまつた金額の中でさらに調整をいたしまして、各港ごと

の予算をきめる、かようにいたしております。
○大原委員 新年度の予算がきまされた際には、もうその補助対象事業の事業内容は大体きまっておりますか、あるいはこれについては相当いろいろなデータをとらえて、予算査定をするわけでしょうか、大まかな点でやっておりますのか、どうなんでしょうか。四十年度の予算案をつくる際には、補助対象の事業内容がきまっておりますのか、どうなんでしょうか。

○佐藤(憲)政府委員 予算要求をする当初において、要求の内容といふものは、各港ごとにきまっておりますわけでございます。その要求額と大蔵省と最終的に調整された金額との間に差異がございまして、したがって、もう一度最終的な金額がきまりましたあとで、各港ごとにその事業の必要性を勘案いたしまして内容を決定いたしました。それを大蔵省と大体四月までに内容を話し合っております。こういうふうな手続をとっております。

○大原委員 それでは補助対象となる事業のこれから内容を確定する際には、事業内容について、毎年、昭和三十九年は昭和三十九年、昭和四十年は昭和四十年で政府は報告を受けて、それについて規模やその他具体的な各項目について了承をした上で助成額を決定する、こういうふうになるのですか。

○佐藤(憲)政府委員 予算要求の当初に、管理者からおのおのの港務についての事業内容というものが出てまいっております。それからそのきまりました予算額の範囲内で決定いたしましたものを内示いたします。その通知に基づきまして、各管理者は事業計画の詳細な実施設計書というものを提出してまいりまして、その実施設計書を審査した上で補助金の交付額を決定する、こういう順序を踏んでおるわけでありまして、したがって、補助金の交付額決定は新しい年度に入ってからということになります。

○大原委員 それでわかりました。
それで具体的な問題ですが、実は参議院でも若干議論されて問題となっております。つまり広島

県の例の大君橋問題というのがあるわけですが。この問題は党派の問題というところじゃないと思っております。地域住民がほんとうにどういうことを望んでおるかということだと思っております。これは御承知のように、いろいろな経過があつて、町村合併があるわけですが、しかしいわゆる大君橋橋問題が起きましたのは、旧大君村に三千名以上居住したしておる。それから呉や広島に他の地域からそこを通りまして、橋を通つていく人があつた、こういうことで相当大きな影響があるわけなんです。これはいろいろ議論になっております。この位置をめぐりまして、明治以来ずっと人口が密集いたしました道路との関係におきましてきておる橋の位置が、一夜にしてどうか、突然有力者の意見でいろいろ分かれておつたわけですね。自分の家の前に、製氷会社あるいは江能汽船の社長の住宅の前ほとんど人口のないところにそういう橋が移つていった、こういうことで地域の皆さん方が非常な反感と不満を持つてきた、こういうことが問題の発端であります。

このことにつきましては、参議院では確かに昨年の十月にいろいろと議論になったと思つておられるけれども、私はその前に事務次官——ちよと運輸大臣がいらっしゃいませんでしたので、事務次官と、当時局長はどなたであつたかわかりませんが、けれども、事は重大ですから、党派の問題でなしに、運輸省としてもやはり地域住民の意見や実情を十分見きわめた上で、この問題の処置をしてもらわれないと、あととんだことになりまして、そういう点はひとつ十分公平に予算が執行されるように措置されたい、いろいろ経過や立場があるでしようけれども、そういう措置をされたい、こういうことを申し入れをいたしておるのであります。その後の事態につきましてもいろいろあるわけでございますけれども、それ以後この国会でも善処を約束されておるような議録がここにあるのでございまして、その点につきましても、どういふふうな予算執行上の御努力をされたか、こういう点につ

きましてお話しただきたい。

○佐藤(憲)政府委員 大君橋のことにつきましては、これは予算の内容で申しますと、内海連絡という一つの項目がございまして、この中で、主として簡単な浮き橋をつくるということと島嶼の連絡をよくするという事業をやつておるわけでございます。したがつて、これは、おのの額が非常に少額な事業でございまして、通例は、府県から要望がございまして、府県の要望に対して補助金の内定を通知するわけでございますが、この問題は、いまお話がございましたように、場所について地域住民の中に非常に反対が多いということを伺ひまして、十分注意して、現地のまともな時期において、まともな場所に設置するようにということを私のほうから広島県当局に申し入れました。当初、広島県におきましては、一時事業の遂行をストップしておつたわけでございます。その後参議院において、実は藤田先生からまた非常に強い、また具体的なお話がございまして、それについても県に伝へまして、十分事情を調査の上、慎重にやつてほしいということを申し入れておつたわけでございます。

ところがその後私も承認いたしました内容は、船が大きくなった、したがって、従来からあつた橋の位置は不適當であつて、新しい場所に移したほうが船の離着岸に便利であるということが一つ、もう一つは、従来の位置に、底を深くして橋をつければ、船だまりがそのすぐ近くにございまして、そこに出入りする小舟に対しても非常に不便である、こういうことから、管理上は当初の新しく変わった位置に設置することを要望しておりました。私どもは、この技術的な見解についてはわかるけれども、地域住民が非常に反対をしておつたところから、よく地域がまともなところでやつてほしいということをさきに要望しておつたわけでございますが、県当局の見解をいたしましては、地元において、一部、島

全体としては反対がおさまつたということ、さらに知事が県会に説明して、これに対して異論がなかつた、こういうふうなことから、十一月だと思ひましたが、十一月になつて着工するということとを言つてまいりました。

そういう問題でありましたので、その後の事情をたびたび県当局に連絡をとりまして調査しておるわけでございますが、船の発着についても非常に便利であるし、住民も反対がない、かように実は聞いて今日に及んでおる次第でございます。

○大原委員 そこが非常に問題なのは、どういふことかといふと、四つか五つの旧町村が合併いたしました大君町というのをつくつておるわけですが、御承知のようにリコール運動その他が起きたわけでありまして、しかしながら、その点は島は政治的には保守的なところでありまして、その問題はなかなか起きるところではないわけでありまして、しかし大君という一つの部落、古い古い村、人口全体からいいますと、きつめて少ない、こういうところから、表面的にはこの問題がおさまつたような、たとえば町の全員協議会その他においては、三分の一が反対して多数で承認された、こういうふうなことですけれども、しかし直接その橋によつて利害を受ける住民は、三千数百名の中で九割以上が反対をしているというところに問題がある。だから、その旧町村の人口がいない北の端のほうにそういうフェリーボートの発着場と船の発着場ができる、こういうふうなことにつきましては、その大君部落というのは無医村でもあつた、いざという場合に、風や雨が降るとか、あるいは船を出さなければいけないとか、あるいは小さなかごに野菜その他を入れて呉や広島に売りに行く、あるいは魚の売買をする。そういう場合は大きな船の発着は必要ないけれども、そういう運輸路が発着する場所が町の中心にあることが望ましい、こういう切実な要望があるわけでありまして、したがつて、フェリーその他の問題を考へてみますと、いまお答えになりましたことも一つの答えでありますけれども、しかしその橋を固

執しているわけではないわけですから、その場所をちよつと広げますと、小さな工場があり、前のほうにも出てまいりますし、いろいろと、もう少し慮心たんに住民の意見を聞いて処置すべき問題ではなかったか。こつ然と、部落を離れた、人口を離れた遠い——しかも県道は旧橋の三十メートル前までもう来ているわけですから。県道が補修されているわけですから、そのことが一部有力者の意見によって動いたというふうな印象は、この法律のたてまえからいまして問題があるのではないかと、そういう点を私どもは指摘をいたしておるわけでありまして。この点につきましては、問題はないとはいえない。このことは問題が消えたとはいえない。町全体といたしまして、参議院で問題となった当時のことからいいますと、事態は進展をいたしております。しかしながら、直接接橋によって利害関係を受ける住民の立場からいいますならば、そのことは解決はしていない、こういうふうには私どもは考へております。その点の実態の把握について再認識をしてもらいたいと思ひますし、そういう点について御承知されておるかどうかというところをお答えいただきたい。

○佐藤(兼)政府委員 たいだいまのお話でございますが、私どもは県から承知いたしておるところでは、船が大きくなったということから、事実上その場所をなければならなかったということとでございまして、いまお話がございましたように、明治以来古くから使っておられた方々がそのために実質的にはあるマイナスを受けたというところは否定できないことではありますので、この件につきましては県当局にお話をいたしました。県当局といたしまして、たくさん島の島をかかえておるわけでございますから、一つの島に幾つもの施設をするというところは困難かもしれませんが、現実には非常にむずかしい問題があったこととでございまして、事後措置についてはさらに県当局と十分打ち合わせをいたしたいと思ひます。

○大原委員 それで要望なんです、いまここで

話がありましたように、設立者、管理者は県知事なんです。そこで町の意思がある程度大きく左右をいたしておる。町全体が民主的に運営されていらないという前提ではありませんが、やはり地域住民の直接の利害とは離れたそういう政治的な決定がなされる場合があるわけでありまして。このことについては党派を離れて慎重にやるべきだということ、県知事を含めて当時この問題は議論されておったわけでありまして。だからこれは単なる党派の問題ではない。こういうことで県知事、管理者の県も慎重論であったことは御承知のとおりであります。したがって、そういう結果といたしましては、非常に不幸な事態が起きておるわけでございますけれども、この問題は、いま断力的な御答弁がありましたように、県と地元の町とも十分お話をいたしまして、地域住民が納得でき、そして管理者の立場も立つような、そういう立場においてこの問題を大局的に善処するよう、な、そういう指導や助言をし、三分の一の助成をされるし、あるいは島全体の、あるいは国全体の、そういう大所高所の立場から十分そういう点について意向が反映するような措置をとって、そして各方面が十分納得できる形での将来の善処方を要望いたしたいと思ひます。その点につきましては、特に大臣にその点を要請いたしておきたいと思ひますので、局長からは御答弁がございましたが、大臣のほうから最後にひとつ御所信を聞かせていただきたいと思ひます。

○松浦国務大臣 港灣行政のみならず、すべての問題が同様であります。地方の知事も相談いたしまして、できるだけ総合的な見地に立って、地方の公共福祉の増進のために公平に処置したい、かように考えております。

○長谷川委員長 久保三郎君。
○久保委員 土地造成の問題であります。これについては開銀融資で実はやっておられると思ひますが、それで、

○佐藤(兼)政府委員 土地造成で、開銀融資でやっておるものは、公共団体がやる分ではござい

ませんので、会社が土地造成をやる分につきましては開銀融資のあつせんをする、こういうたてまえてはなっております。

○久保委員 地方団体がやる場合はどういふ形で行っておりますか。

○佐藤(兼)政府委員 これは地方債でございます。その中には政府資金というものは非常にワクが少なうございまして、縁故債ということ、それを利用して利益を受ける人に債券を買わすという分が非常に多うございまして。

○久保委員 そこで五カ年計画では、土地造成で大体どの程度地方自治体が消化するものがあるのでしょうか。

○佐藤(兼)政府委員 土地造成につきましては、中期経済計画においては、その他という全体の事業の中に入っております。オートライズされたものはございせんが、私どもが持つておる計画といたしましては、五カ年間に五千億円の資金を考へております。

○久保委員 いまのお話では、中期経済計画の中には五千五百億の別のワクでいまの金があるわけですね。

○佐藤(兼)政府委員 そうでございます。

○久保委員 これは面積というのか、そういうものについてどういふ程度になるのですか。

○佐藤(兼)政府委員 面積といたしましては二千三百万平方メートルを目標にいたしております。

○久保委員 過去の例で地方自治体がそういうことで土地造成をした場合に、必ずしも右から左にスムーズに誘致されるべき企業にわたつていかな、あるいは計画が計画どおりにいかないという例もあると思ひますが、そういう例は特徴的なものはどこですか。たとえば九州地区などにあるようにですか。そういう例はないのですか。

○佐藤(兼)政府委員 たいだいま申し上げました数字、ちよつと訂正させていただきます。五カ年間に臨海工業地帯は一億八千万平方メートルでございます。先ほど申しました二千三百万平方

発用地としてつくる分、その合計が五千億の内容でございます。

また、もう一つ、いま申されました造成した土地の処分が適切にいつてない例があるかということとでございまして、これは当初考へて工場用地としてつくりましたにもかかわらず誘致できなかつた例といたしましては、宮崎県に細島港というのがございまして、これはおそろしくいから十年ほど前ではないかと思ひましたが、大規模な臨海工業用地の造成をいたしました。当初期待された工場がこなかつたわけでございますが、逐次工場が参つておりますし、またこの地域が新産業都市の日向地区として指定されておりますので、そういうような計画と実施にそはございまして、今後はそれが埋められて、所期の目的どおりに産業開発に役立つものと思ひます。

○久保委員 自治省はまだ参りませんから、その問題はその程度にしておきます。

ところで、先般お尋ねした中で、五千五百億の五カ年計画であります。この中期経済計画では機能施設等も五千五百億の中に入っているということになっております。政府はこれをそのまま承認したわけですか。それと違つて緊急整備法のほうの五カ年計画は、この前お話があつたように六千二百億ですね。そういうことで違ひがあると思ひます。中期経済計画との関係では、五千五百億の中には機能施設も事業費も含んでおるといふので、この計画はどうなつておりますか。

○佐藤(兼)政府委員 中期経済計画におきましては、機能施設を含めまして三十九年から四十三年までが五千五百億円でございまして、この間内定いたしました案は、昭和四十年から四十四年までで六千五百億円でございまして、そこでこの千億円の違ひがあるのをごいしますが、現在の実績が大体二〇%ずつ伸びていくという想定では、六千五百億円の四十三年に至る分が大体五千五百億円でございまして、ですからおおむね合つていふことができると思ひます。

○久保委員 それじゃ、中期経済計画と五カ年計

画の中には結局計算上のそこはない、そういうこととよろしいですか。

○佐藤(肇)政府委員 大体合っておりませう。

○久保委員 しかし、いうならば、最初の計画七千二百億ですか、それに比べて——これはもの見方でありませう、単なると言つては語弊があるが、計算でありますから、なんであります、ただ、もの考え方自体としては、やはり多少食い違いがあつたのではないか。無理して、先ほど米といふか先般御説明があつたように、たとえば関門の長い堤防の問題等、そういうものを一応これから除けば大体これになるという御説明ですが、それでは除いたそれらの問題は、たとえば調査費とかいうものもありませんか。必要ですね。いま直ちに五カ年計画の中でこれに着工するということではなくても、これに必要な段取りというか、そういうものは進めなければいかぬと思うのです。そういうのはどういふふうになさるか。

○佐藤(肇)政府委員 確かに七千二百億が五千五百億になつたわけでございますから、当初予定しておつたような仕事はできないわけでございますが、先ほどお話がございましたような大防波堤といふものは、その地区の総合開発計画の中で予定されておつたもので、その総合開発計画が緒につけば当然行なわれるべきものでございませうが、その計画自体がまだおくれであるといふようなものがございませうので、これを五カ年計画の一応ワケ外に考へて、しかしそういう問題が新しく早期にやらなければならぬという問題が新しくなりました場合には、その五カ年計画そのものの内訳をきめるときに、約一割の調整項目といふもので保留しておく分があるわけでございます。その保留しておく分からこの緊急の事態の起きたものを処理していく、こういうふうにしたすつもりでございます。なお調査といふものは、この計画の中に当然そういう調査費といふものが年々ついておるわけでございますから、その調査はやはり引き続き続けていくというつもりでございます。

○久保委員 そうしますと、新年度の予算の中に

もそういうものは全然省いたんじやなくて、一応調査費はつけてある、こゝろ了解してよろしいですか。そのとおりですか。——じゃ、次に自治省はおいでになりますか。労働省はまだですね。

○長谷川委員 労働省はいま参議院の法務委員会に行つております。

○久保委員 それじゃ自治省にだけお尋ねしましょう。御出席いただいた自治省の担当官は……。

○長谷川委員 首藤地方債課長です。

○久保委員 そうすると地方債関係だけであつて、港湾の企業というか、そういうものの全体は所管ではないのですか、全部おやりになりますか。

○首藤説明員 企業と申しますと……。

○久保委員 港湾の建設事業全体を見る立場におられますか。

○首藤説明員 一応わかります。

○久保委員 それじゃお尋ねしますが、新しく五カ年計画の策定の中で、というよりは、いままで港湾修築といふか、そういう事業の中で地方自治体の負担が非常に重くなつてきている。重くなつてきているというよりは、事業量が当然多くなりませうから、いままでの負担区分からいいますれば、あるいは単独事業もこれに比べて多くなるということでありませうが、最近そういうことで港湾取支といふか、その自治体における港湾のいわゆる経理というか、これは一般財政にも非常に大きな重圧になつてきている、こゝろいわれておるのであります。その実態はそれとおりでありますか、いかがですか。

○首藤説明員 港湾経営の実態につきましては、一般的にはいま先生の御指摘のような状況にあるかと心得ております。ただ、その地方負担の増高等に対しましては、事業費の伸びあるいは港湾各種施設の事業の進捗、こゝろいったものに応じて所要の金額を地方財政計画等にも組み込みますし、それから財源配分といつたしましては交付税の配分あるいは地方債の充当、こゝろいふものを通じましてまかなつてまいりたい、こゝろに努力しておる状況でございます。

○久保委員 交付税にはどの程度見ておるのです

か、この港湾関係は。おわかりになりますか。——それじゃ所管がちよつと違ふようでありませうか……。

いずれにしても、めんどろを見ておるとおっしゃいます、それじゃ新しい五カ年計画の中で地方自治体の財政に及ぼす影響というか、そういうものについてはどういふお見通しですか。

○首藤説明員 財政計画全般のお話は、はなはだ申しわけございませんが、私直接の所管でございませんで、建設事業等に関連をいたしました分について申し上げます、本年度は五カ年計画の遂行に伴ひまして必要な事業費の額を計上して、地方債の面で港湾整備関係の事業に約百十億の金額が必要である、こゝろいふことで起債を計上いたしておりますし、それから港湾関係の公共事業の施工に伴ひます地方負担をいたしましては、昭和四十年年度は約三百九億程度の地方負担が必要だろつともいふ程度でございます。これに對応いたしまして交付税の措置あるいは地方債の措置、こゝろいふものを考慮しておる次第でございます。

○久保委員 おたくのほうでおやりになつておるだけでありまして、見通しが所管外のようにありますので何でありますか、そこでいままでの五カ年計画の中で、言うなれば、総経済の伸びといふものがそういうものにマッチしてないために船込み等もあつたわけでありませうが、港湾の建設事業が五カ年計画でやられて、曲がりなりにも拡充はされておるのであります、これと表裏一体になつておるの機能施設の整備事業は、いままで地方の任意——と言つては語弊がありますが、まあまあ五カ年計画に裏づけしたものと考へていなかつた。そういうためもあるし、かたがた地方の負担といふことからはなかなかに思ひにまかせない。そこで先般港局長から、機能施設の整備事業についても、新しく五カ年計画をつくつて表裏一体としての事業を進めていきたい、こゝろいふお話があつたわけですが、こゝろは、いままでの計画も全然ないわけじゃないのだが、一般の港湾の

建設事業に比較して機能事業といふのはかなり下回つた事業の実施といふことになつておるわけですね。だから当然新しい五カ年計画の中では、これを大幅に見なければ港湾の建設とあわせて港湾全体の機能を円滑にするわけにはまいらぬ、こゝろいふことなんですか。そこで一千億か二千億かわかりませんが、そういう規模で事業を始める、こゝろいふのですが、これに對してはあなたのほうとしては大体可能と見ておられますか。地方自治体としてやり得ると見ておられるわけでしょうか。

○首藤説明員 金額の的確なところにつきましては、まだ草案中でございますので的確なことを申し上げかねるわけでありませうが、港湾に必要な機能施設の充実につきましては、仰せのとおり、港湾施設に伴ひまして、これにおくれをとらないように充足していくべきである、こゝろに私どもも考へておる次第であります。このため四十年年度の地方債計画では、三十九年度に八十億程度の資金を充ちたいと思つたものを、先ほど申し上げましたように百十億に増加をいたしまして機能施設の建設に對応したい、こゝろに考へておるわけでございます。

○久保委員 港湾財政というか、そういうものはあなたのところも御関係があるようですが、それを直接担当する課はどこなんですか。

○首藤説明員 財政局の財政課で担当しております。

○久保委員 あなたのほうは地方債課……。

○首藤説明員 さういふことでございませう。

○久保委員 そうすると資金のくめんをしてあげるといふ場所が主ですね。

○首藤説明員 そろそろです。

○久保委員 それでは委員長、大体地方債課長にお尋ねするのはこの程度かと思つたので、次には港湾財政という問題で一応お尋ねしたい。この問題はあと回しにいたしまして次回に持ち越し願ひたいと思ひます。

そこでお許しをいただいて一言だけ、問題が違

るのでありますが、運輸大臣に……。

○長谷川委員長 それでは航空に関する件について調査を行ないます。久保三郎君。

○久保委員 きよは航空局長がお見えになつておりませんが、全日空の遭難事故というか、これがございまして。もつとも逐一国会に積極的に出てきて報告しろとはあえて申し上げませんけれども、航空事故並びにそれに対する救難体制というか、これはもう七年ほど前から政府内でも実は取り上げられておるし、先般というか、去年であつたかと思ひますが、事故調査のほりの特別委員会というものを運輸大臣のもとにおつくりになつたと思ひます。どうもわれわれいままで報道を聞いておりました。救難体制がまだ一本化しておらぬということですね。こういう問題について、大臣はいままでお調べになりましたのかどうか、一言お尋ねしたい。と同時に、どうも審議会や委員会をたくさんつくりましても、救難体制の一本化もできないということではどうかと思ひまして、おとこの事故も、そういう統制というものが、統制がうまくいかないので、実は当初誤認したものをもとにして捜索を打ち切るといふことで、再びやっているとありますが、やはりこれはそのとおりなんですか。いかがでしょうか。

○松浦国務大臣 御指摘の点については、非常に皆さま方に御心配をかけておりますことは恐縮に存じておりますが、事態はこうなっております。ダグラスDC3型J A五〇八〇号、乗員二人、貨物は百四十四個積んでおります。これが十四日の三時五十分大阪の国際空港を離陸いたしました。愛知県の知多半島の河和というところの上空を四時二十五分通過するところだといふ通信がありました。十五分後に浜松上空を通過するといふことを連絡したまま、もうそこから音信がなくなつてしまつたのであります。そこで、さっそく全日空から二機、われわれのほうからも出し、また、海

上保安庁からも手を回しまして、いろいろいたしたところ、その東方の地域に、篠島という島も、たぶんダグラスDC3型の分だといふことを突きとめて帰つてきました。巡視艇が今度それを持つて帰つてきた。そういう三つの情報があるのになつたのですから、それを中心にしてだんだんと捜索範囲を縮小していったのです。そうしてもうそろだと思ひ込んでしまつたものだから、一時、広い地域の全体捜索を打ち切つて部分調査にかつた。その間、四時間を費しました。そのために、もし陸地に落ちて火災でも起こしておつたことがあつたとするならば、火災の事故は済んでしまつたといふ結果になります。その後十機の飛行機を動員しまして捜索いたしておりますが、いまもつて手がかりはないのであります。

御指摘のこゝろ、事故の起つた時分に早く発見し、今後事故の起らないようにする委員会その他やつていただいておりますが、今回のようなことがたびたび起りまして、非常に憂慮いたしております。きよも官房長及び課長を呼びまして、この原因がわからなければはつきりしたこと警告することはできないけれども、原因がわかり次第、ひとり全日空ばかりではなくて、日本の航空界全体に対して、荷物を積んでおつたからいいといふものではないと、客を乗せておつても同じでございますから、こういうことが再び発生しないように嚴重に調査、検査等をいたしまして、再びこういう事故の起らないように嚴重に警告いたしたいと思つております。

○久保委員 きよはこの問題を取り上げることはどうかと思つたのでありますが、いずれにしてもいま御報告のとおりであると思ひます。どうもわれわれ見ている目では、最近運航にも無理がありはしないかといふことですね。運航に無理があつたのかないのか、それはお調べにならぬとわからぬと思ひますが、ただ世間といふか、世論は、何か今度の捜査の体制というか、救難体制に一本化を欠いていたから、どうもまごまごし

ているといふ非難がかなりあるわけでありましてこれは運輸省自体のといふよりは、政府の責任だと思ひます。遭難したと自体については、また別な原因があるかもしれないけれども、そういうことが最近慢性化しているのじやなからうかと思ひます。そういうところの問題があるかと思ひます。たとえば海難のことも再三にわたつてここで申し上げておりましたが、けさもテレビを見ておられます、また小型の漁船が北海道沖で遭難しているといふことですね。こういうことになつても身が入つて、遭難しないように事前の防衛体制というか、そういうものは検討されているのでしようが、実行に移されていないといふところに問題がある。いろいろな委員会をつくつて答申も受けたけれども、答申も受けつぱなしで——といふのは語弊があるが、いろいろ事情はあるにしても、これが適確に行なわれていない。せめて、諮問したりあるいは調査したりした結果、出たならば出たくらいのもので完全にやっておくことが私は最小限の責任だろふと思ひます。どうもそういう委員会なり審議会といふのは、ただ単に責任の隠れみのといふか、そういうことが非常に多いので、これは全般的な問題ですが、一言申し上げておきましょう。いずれこの原因は探求されるでありましようから、本委員会にしかるべき時期に御報告いただきたい、こういうふうに思ひます。以上です。

○長谷川委員長 次に、国鉄の経営に関する件について調査を行ないます。

肥田次郎君。

質疑の通告がありますので、これを許します。

ではありませんので、その措置について伺いたいと思ひます。

それはあの新聞発表を見てまいりますと、私が五日の委員会において質問をいたしましたそれ以後において、大阪工務局とそれから鉄建建設の会社との間における汚職に關連をして、引き続いて逮捕された者が四、五名あるようであります。そしてつい先般には前大阪工務局の局長、これが現在、東京におつたそうですが、それも召喚をされて、そしてこれは大體逮捕も間違いない、こういうふうになつておるのであります。(もう逮捕されているよ)と呼ぶ者あり)逮捕されているのですか。——それで私は、この間の新聞の報道を見て非常に奇異に思つたことがあるのです。それは新聞の書き方を見ておると、大阪の朝日新聞あたりは相当詳細に書いておりましたが、いわゆる国鉄の出先機関が、わかりやすくいふと、接待費などというふうな費用が一切ない。だから、したがって、そういうものを下請会社に負担をさすんだ、こういう表現になつておるわけですね。国鉄がそういうまじい予算の計上をしておらない、いわゆる接待費など一切計上しておらないといふことは、これは国鉄の経営上非常にやむを得ないことであることは間違いないと、ところがそれが下請会社に負担をさす、こういうことになると、一体これはどちらのやり方が正しいのかといふことになつておるわけですね。新聞でそういう書き方をしておりますので、したがって、大臣のほうで、こまかいことではなしに、そういう大筋についてどういふふうにお考えになるのかといふことが一点です。

それから、もし国鉄に実際にそういう海外費的なものが必要であるのなら、これは国鉄の予算の中に立てさせておくべきだと思ひます。そんなけちくさいことで下請会社から真加金をとつて、そして国鉄の運営費に充てていく、それは限度がないと思ひます。新聞の書き方だと、最初はごくわずかな金だ、それが次第々々に額が上つてきておる、だからそうなつてくると、要するに国

鉄が、これは正当のやり方じゃありませんが、どうも必要な金がないから、少しおまえのほうから何か回さないかということ、かりに鉄建建設から回したとすると、それがだんだん高じてくると、本来の目的はそういう性質じゃないと思いますが、目的以外の方面に対して、いわゆる金員を要求するような形が出てきたのではないか、こういうふうにも考えられる節があります。この点については新聞は新聞の表現のしかたをしておりますが、この二点について、ひとつあなたのお考えを伺いたい。

それから今後こういう問題について、われわれ国会でこのようなひんばんな国鉄の汚職問題が取り上げられておるにもかかわらず、われわれがこの問題を等閑に付するということ、いさゝか責任を感じますから、これらに対しては、国鉄当局からひとつ詳細な報告を提出してもらいたい、こういうふうにご考へるのです。したがって、この二点について大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○松浦国務大臣 汚職のあるたびに私は非常に恐縮いたしておりますが、運輸省を預かる者といたしまして、直接の者及び監督をする者を問わず、汚職が起こりますことは、国民の生命財産を預かり、なおかつその運行をする者といたしまして、そういう不安をさらに国民に与えるということとは、何とも申しわけがないこととあります。過般もこういう問題が起こりましたときに、石田総裁を呼びまして、再びこういうことのがあつたのよりに、特に工事局長がそういうことがあつたのでは問題にならないというので、ずいぶん強く私は警告をいたしましたのであります。

これのやり方といましては、国鉄の工事は、そう申し上げては失礼でございますが、汽車を安全に走らせるという関係もありますから、他の工事よりも技術的には厳密にかつ進歩いたしております。しかし汚職があるという事は、もうどんなにいい技術を持っておつても、それは口幅つたことは言われないのであります、その選択方法

はA、B、Cに分けておりました、そのA、B、Cの金額内のもに指名をして、その指名でやつた仕事がいまいちおらんければ、次の指名からははずすというほど厳格にやれと私は言っております。そして汚職なんぞは役人のほうから起こるばかりではなくて、贈る者があるから役人に起るのでありますから、汚職関係のある者は次の指名からははずすというところまでやれば、一生の仕事を棒に振つてまでやることはしなくなるだらう、こういう話をいたしておるのでございませうが、いまもつてその種の切れないということについては、何とも申しわけがないと思っております。今後十分嚴重にいたしたいと思ひますが、たゞいま鉄監局長が参りましたから、詳細につきましては鉄監局長から御報告いたさせます。

○長谷川委員長 航空の問題と国鉄の問題は、別に機会をとらえてやることにしよう。きょうは原則論だけにしていいでしょう。

○肥田委員 そのとおりです。私は、いま内容のこまかい報告を求めておるのじゃないのです。新聞の書き方を見ると、たとえば国鉄にはそういう涉外費とかなんとかあまりない。それは要るのだという。要るからしかたがないから工事局長が鉄建建設の会社に対して金をよこせといつて、そしてその金を出さしておる、こういう書き方をしておるんです。だから、そういう国鉄の経営のやり方そのものが正しいとは思えない。それから、もちろん金がないからおまえのほうから何とか少し融通をしろというやり方もよくない。言われたからといって、また出す必要もない。そういう関係を明らかにする必要がある。したがって、大臣としてそういう問題の取り扱ひについて、国鉄に対して十分の措置を講じていただきたい、そういうことについて先ほど大臣のお考えを聞いたわけですが、それからこういうことが新聞にたびたび書かれるということになると、われわれとしてこの問題を等閑に付するわけにまいらないから、したがって、これに対して国鉄当局からあるいは鉄監局長、監督官庁としての報告書をひとつ出して

ただきたい。この二点であつたわけですが、以上でけつこうです。

○長谷川委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

運輸委員會議録第三号中正誤
ハシ 段行 誤
三二 先生 誤
先生 正

昭和四十年二月二十日印刷

昭和四十年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局